

議案第23号

富津市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

融資及び連帯保証人に係る要件を見直し、既に資金の融資を受けている中小企業者が限度額の範囲内で同一資金の追加融資を受けられるようにするため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

富津市中小企業資金融資条例（平成17年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とする。

第7条第3号及び第4号を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の富津市中小企業資金融資条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る資金の融資について適用し、同日前の申請に係る資金の融資については、なお従前の例による。